平成26年2月20日

各　　位

会　社　名　ハイブリッド・サービス株式会社
代表者名　代表取締役社長　佐藤　昌弘
（コード番号　2743　JASDAQ）
問合せ先
役職・氏名　取締役管理部長兼総務部長　池上　純哉
電　　話　03-6731-3414

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月20日開催の取締役会において、平成26年3月28日開催予定の当社第28期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（1）　事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条に目的事項の追加を行うものであります。
（2）　法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
（3）　条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　　総　則	第１章　　総　則
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～19（各号省略）	1～19（現行どおり）
＜新　設＞	20　発電及び売電に関する事業並びに投資事業 21　古物の販売 22　不動産の売買、賃貸、仲介、管理
19　前各号に付帯する一切の業務	23　前各号に付帯する一切の業務
第３条～第39条（条文省略）	第３条～第39条（現行どおり）
＜新　設＞	（補欠監査役） 第40条　当会社は、会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2　補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。 3　第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
	4　補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第40条～第43条（条文省略）	第41条～第44条（現行どおり）

3．日程

取締役会決議　　平成26年2月20日
株主総会開催日　平成26年3月28日
効力発生日　　平成26年3月28日

以　上